様式第44号(第98条関係)

物　品　購　入　等　設　計　書

執行年度	市長	副市長	部長	財政課長	課長	室長	係長	審査	設計者
7	＊＊＊	＊＊＊							

調達番号		案件名	鉾田市立旭小学校　機械警備業務委託

納入場所	鉾田市玉田地内

物品等概要	機械警備業務委託　一式	施工期間	令和8年3月1日～令和13年2月28日
		保証期間	日間
		起案年月日	令和　年　月　日
		納入年月日	令和　年　月　日
		延期，中止	月　日～　月　日 日間
		売渡人	住所 氏名

	物品購入等設計書		鉾田市

起案 変更 理由	鉾田市立旭小学校の竣工にあたり、火災監視及び盗難事故等の発生を防止するための機械警備業務を委託する。

費目	起案	第　回変更	第　回変更	増　△減
物品等購入価格	(月額)			
物品価格	(月額)			
消費税及び地方消費税相当額	(月額)			
物品等購入決定額				

変更物品等価格算定基準

変更物品価格＝変更積算物品価格×請負比率

$$\text{変更積算物品等購入} \times \text{請負比率} = \frac{\text{物品等購入決定額}}{\text{物品等購入価格}} \quad \text{変更物品価格}$$

※請負比率は小数点7位を切捨て、6位止めとする。

様式第45号(その1)(第98条関係)

物 品 購 入 等 内 訳 書

費目	品種	規格等	細別	単位	数 量	単 価	金額	算出根拠	摘 要
鉾田市立旭小学校 機械警備業務委託									
機械警備業務委託									
	機械警備（機器代及び設置工事費含む）			式	1.0				(月額)
	委 託 価 格								(月額)
	消 費 税								(月額)
	委 託 費 計								(月額)

鉾田市立旭小学校　機械警備業務委託
旭小学校　配置図

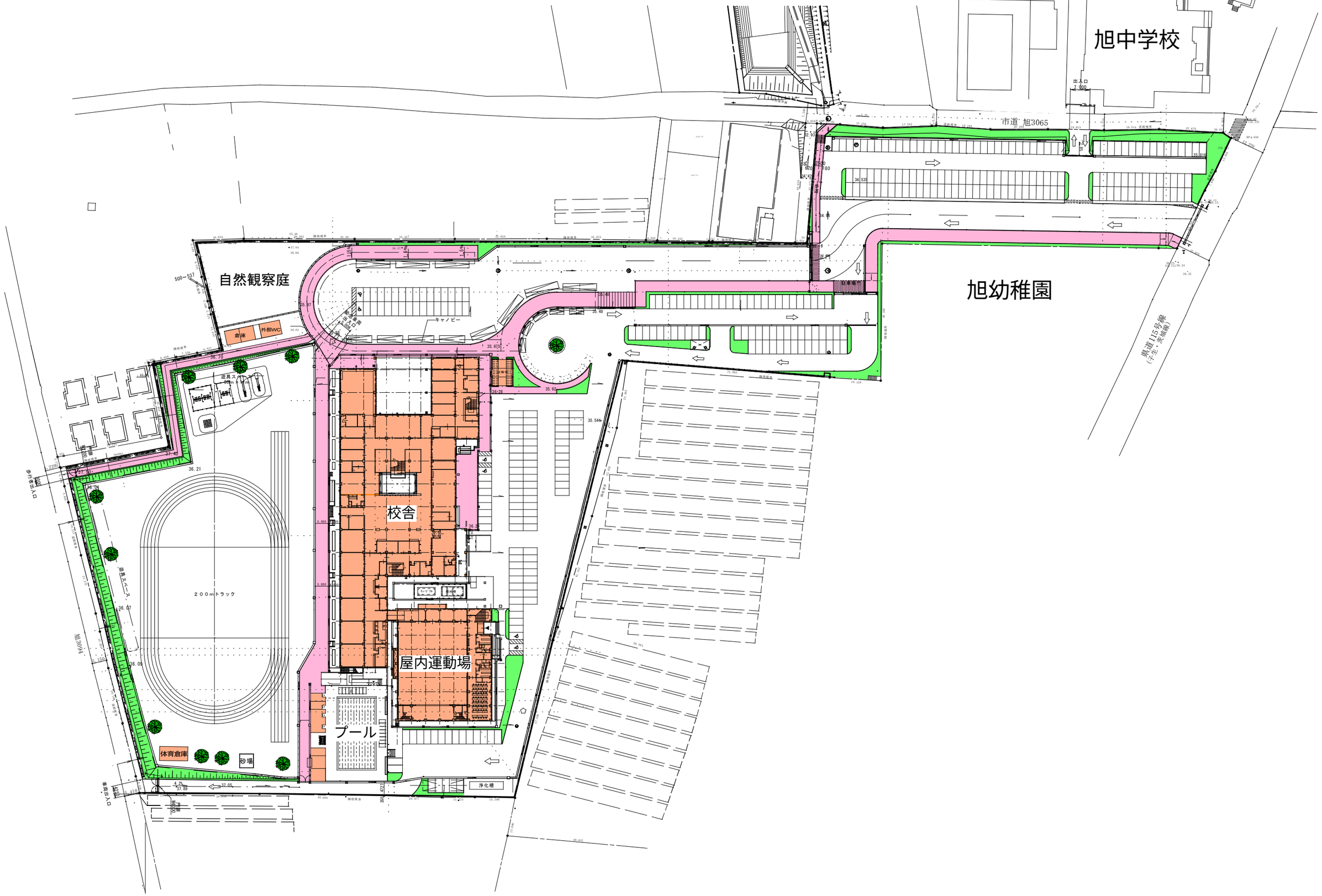

鉾田市立旭小学校　機械警備業務委託
校舎１Ｆ　警備範囲図

リモコン設置箇所

…警戒範囲

リモコン設置箇所

1階平面図　S＝1／150

3,861.31㎡

凡例
- 床下点検口 600□ SUS製
- マシンハッチ 1000×1300
- = = 空調吹出口 105×980 SUS製
- 断面詳細図 断面位置
- ▼ 掃き出し位置

展開方向

鉾田市	
旭中学校区統合小学校整備事業（校舎）	意 A——043
1階平面図	A1：S=1/150 A3：S=1/300

鉾田市立旭小学校　機械警備業務委託
校舎２Ｆ　警備範囲図

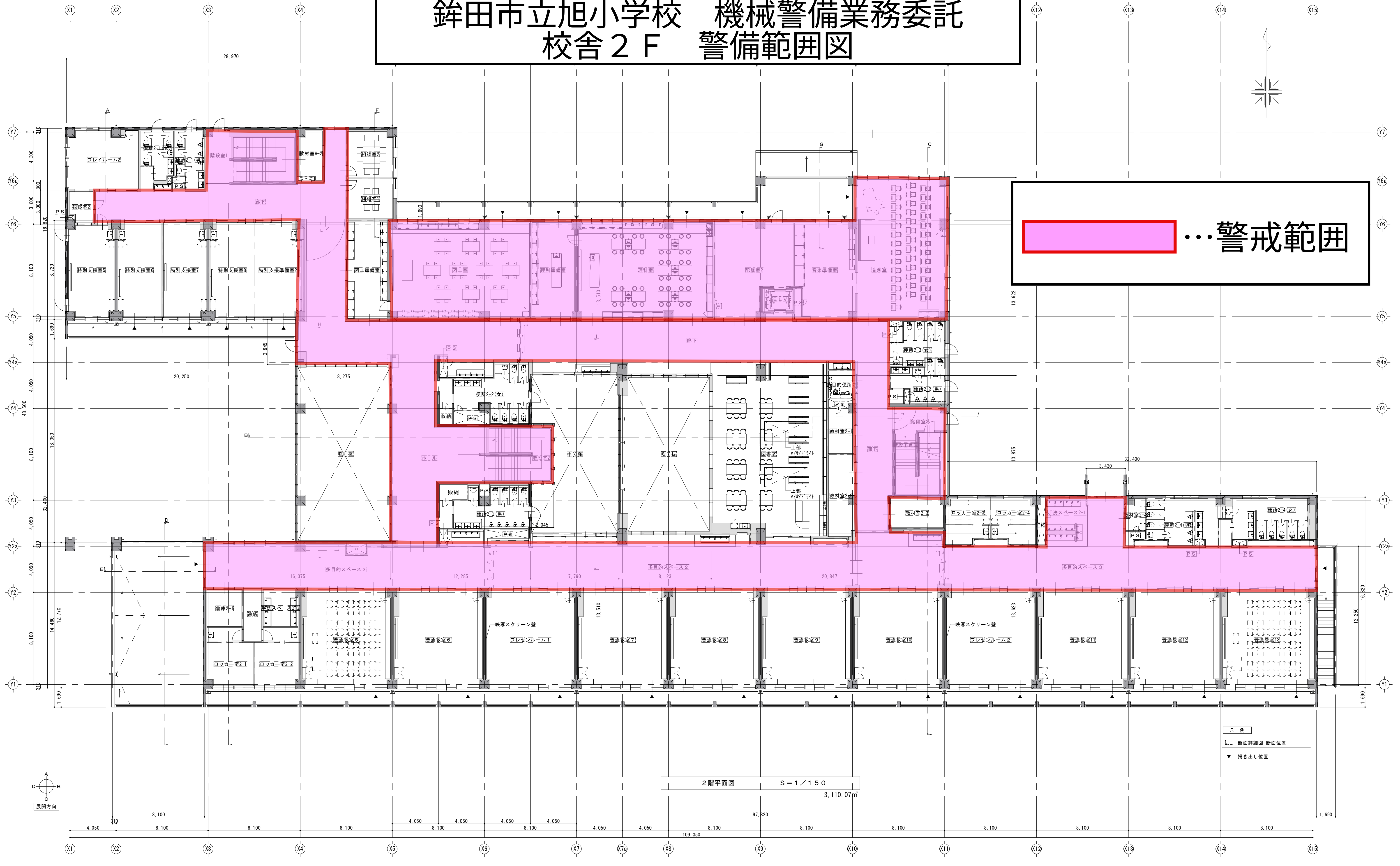

…警戒範囲

2階平面図　S＝1／150

鉾田市
旭中学校区統合小学校整備事業（校舎）
2階平面図
A―044

鉾田市立旭小学校　機械警備業務委託
屋内体育施設１Ｆ　警備範囲図

リモコン設置箇所

…警戒範囲

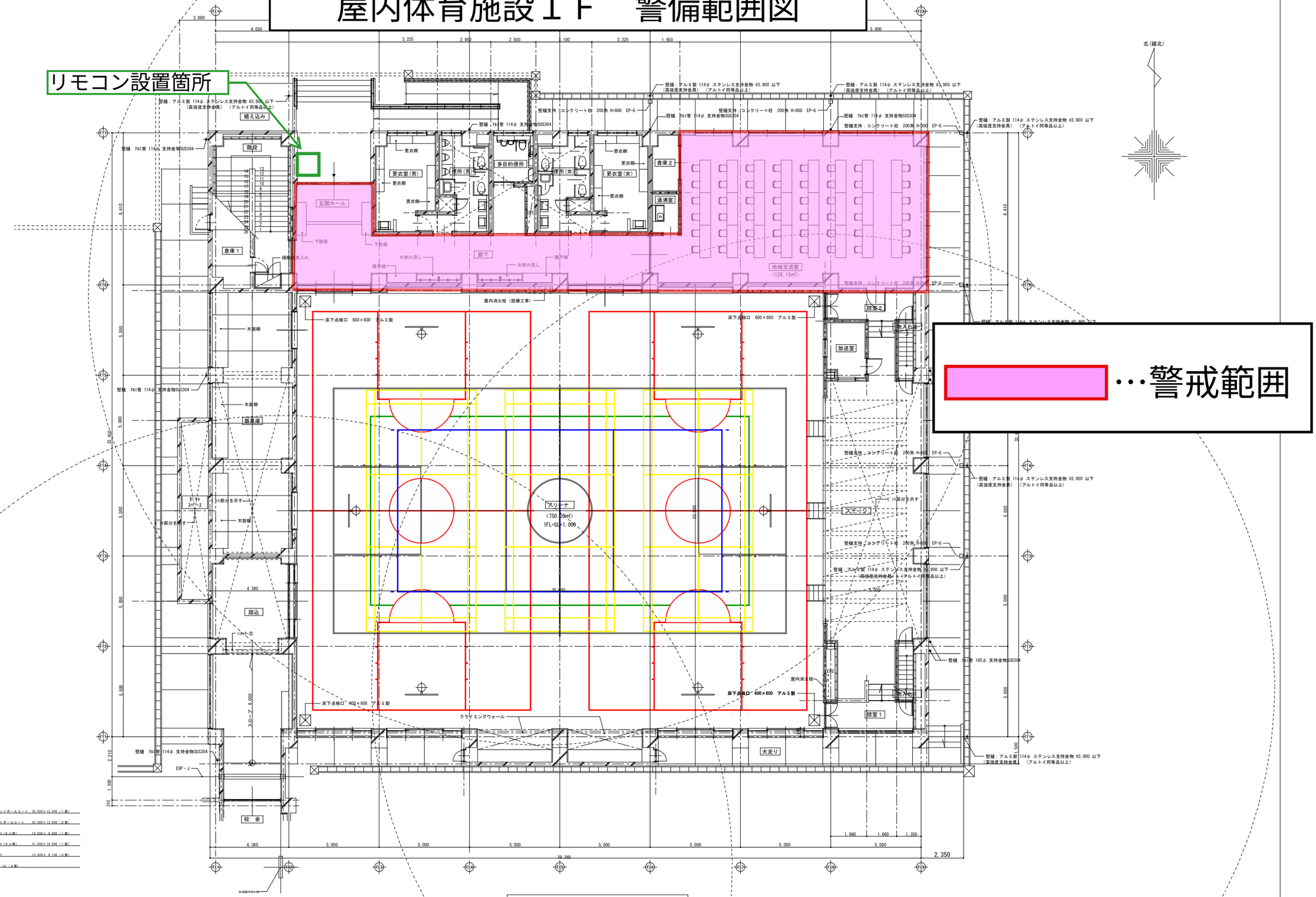

コートライン

- メインミニバスケットボールコート　25,000×13,500（１面）
- サブミニバスケットボールコート　22,000×12,000（２面）
- バレーボールコート（６人制）　18,000×9,000（１面）
- バレーボールコート（９人制）　21,000×10,500（１面）
- バドミントンコート　13,400×6,100（３面）

※ クライミングウォール（２面）

１階　平面図　　Ｓ＝１／１００

鉾　田　市	
旭中学校区統合小学校整備事業（屋内運動場）	意 A－２０６
１階平面図	A1:S=1/100 A3:S=1/200

鉾田市立旭小学校機械警備業務委託仕様書

本仕様書は、鉾田市（以下「甲」という。）が契約の相手方（以下「乙」という。）に委託する警備業務に適用する。

１．業務名

鉾田市立旭小学校機械警備業務委託

２．履行場所

鉾田市玉田 1047 番地８　鉾田市立旭小学校

３．警備対象

鉾田市立旭小学校

主な警備範囲

・校舎（鉄筋コンクリート造、２階建、延床面積 6,536 ㎡）

１階：生活科室、児童会室、家庭科室、倉庫 1-2、配膳室、職員更衣室、倉庫 1-3、普通教室 1~4、外国語教室、会議室、カウンセリングルーム 1~2、保健室、放送室、印刷室、小会議室兼応接室、校長室、職員室、昇降口、特別支援室 1~4、特別支援準備室 1、プレイルーム 1、教材室 A-1、ホール、廊下、便所

２階：ホール、廊下、図工室、理科準備室、理科室、配膳室 2、音楽準備室、音楽室

リモコン設置個所…職員玄関

・屋内運動場（鉄筋コンクリート造、延床面積 1,595 ㎡）

１階：地域交流室、廊下、玄関ホール

リモコン設置箇所…ホール側玄関、校舎職員室内

４．履行期間

令和８年３月１日～令和１３年２月２８日

（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は契約解除できる。

５．目的

警備業法（昭和４７年法律第１１７号）等に基づき、警備業務対象施設における火災、盗難及び破壊行為等の事故の発生を警戒し、防止することにより、当該施設の保全と安全を確保することを目的とする。

６．警備体制

警備業法第４３条（即応体制の整備）に基づき、発報受信から２５分以内に警備員を警備業務対象施設に到着させることができる警備体制が整備されていること。

７．事故発生時における処置

警報受信機器により、異常事態が発生したことを感知したときは、発信受信から２５分以内に警備業務対象施設に機動隊を急行させ、被害の拡大防止にあたること。機動隊は異常事態を確認後、関係機関へ通報、連絡すること。なお、異常事態は各種警報を含むものとする。（自動火災報知設備発報信号等）

異常事態の対処時に、乙はその都度状況報告書を提出する。

８．警備装置等の設置、取替、変更、撤去及び保守・点検

(1) 設 置

① 本業務を行うために使用する通信回線については、甲が所有する一般回線を使用することとし、通信に係る費用は甲が負担する。

ただし、乙の都合により専用回線を設置する場合、設置費用は乙が負担することとし、通信に係る費用については甲が負担するものとする。なお、設置については、甲乙協議のうえ、施工するものとする。

② 警備装置の設置費及び本業務に付随する諸経費は全て乙の負担とする。ただし、警備に必要な機器類の電気使用料については、甲の負担とする。

③ 警備装置の詳細な設置箇所については、事前に甲乙協議のうえ、決定するものとする。

④ 警備装置の設置の際には、既存の機器に影響がないように留意することとし、影響が生じた場合、乙の負担により速やかに修復を行うものとする。

⑤ 校舎及び屋内運動場（現在建築中）の引渡し日までに設置を行うものとする。詳細な日程は甲乙協議のうえ、決めること。

(2) 取替え

甲は履行開始後、乙の設置した警備装置について、本契約の警備内容に十分対応できないと判断した場合、乙の負担により機器類の全て又は一部を取り替えさせることができる。

(3) 変 更

乙の都合により警備装置等の規格等に変更が生じた場合は、速やかに施設管理担当者と協議のうえ、乙の負担により取り替えるものとする。

(4) 撤 去

履行期間終了後は、乙が警備装置を撤去して現状に復するものとし、これに要する費用については、乙の負担とする。

(5) 保守・点検

受注者は、設置された警備装置の機能を保全するため、適宜保守・点検を行う。

９．鍵の預託

警備実施に必要な鍵は乙に預託し、預託された鍵は厳重な取扱と保管をするものとする。

契約解除等により不要になったときは、直ちに甲に返還しなければならない。

１０． 警備方法

機械警備を主体とした警備とし、その方法は次によること。

(1) 侵入者等の感知に関する機能を有すること。

(2) 火災監視を 24 時間行うこと。

(3) その他の関連するシステム（受水槽、ガス等）との連携を有すること。

１１． 警備責任時間

原則として警備装置を開始(セット時)した時点より警備装置のセットが解除された時点までとする。

１２． 業務内容

(1) 基地局において施設内への侵入、破壊行為等不法行為の発生やその他異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、施設の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。

なお必要に応じて次の業務を行うものとする。

① 現場に応じた緊急措置

② 教育委員会職員ならびに施設管理担当者への連絡

③ 基地局への連絡

④ 警察、消防署等への通報

(2) 警備装置が常に正常な機能を保持するよう管理するとともに、異常を発見した場合には、速やかに甲に通報するものとする。

１３．守秘義務

乙は、警備業務にあたり知り得た委託者及び当該施設に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

１４．報告義務

(1)異常時の対処時に、乙は、その都度状況結果報告書を甲に提出しなければならない。

(2)乙は、警備受託施設に設置された警備装置の機能について、常に円滑に運用及び機能発揮できるように、少なくとも年に１回点検を行い、点検の都度その結果を甲に報告しなければならない。

(3)乙は、業務を完了したときには、甲に次の書類を提出しなければならない。

①業務完了報告書

②業務日誌

③その他、甲が必要と認め、提出を求めた書類

(4)乙は、個人名特定による警備開始・解除記録、及び異常信号記録を、甲の必要に応じて報告ができること。

１５．巡回警備

委託開始日において、止むを得ない事由により、機械警備開始が不可能な場合は、機械警備実施可能日まで巡回警備（日２回）により対応するものとする。

１６．支払方法

⑴乙は毎月初めに前月分の委託料を甲に請求し、甲は請求のあった日から 30 日以内に支払を行う。

⑵支払先口座については、契約締結後に乙が指定する口座情報を、甲に提供するものとする。

⑶乙は口座変更等がある場合は、事前に書面にて通知を行うこと。

１７．その他

⑴ 乙の管下職員が業務遂行中に被った損害は、それが甲の責めに帰す場合を除き、甲は一切の責任を負わない。

⑵ 警備実施上、この仕様書に定めのない事項や補足すべき事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ、取り決めるものとする。

⑶ 本業務の警備計画にあたっては、事前に甲と調整のうえ、現地を必ず確認すること。

⑷ 退出時及び出勤時の警備開始及び終了は、操作カード等と施錠のみで行えるものであること。

⑸ 操作カード等の必要数は、甲乙による事前協議のうえ決定すること。